

介護分野に関する意見交換会 趣旨・目的等について

平成28年4月19日

公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課

- 介護分野については、「日本再興戦略」において、これまで以上に「産業としての活性化・生産性の向上」といった視点を持つことが必要とされるなど、その生産性の向上を強力に推進することが求められている。
- 昨年11月に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」の実現の観点から、ニーズに見合った介護施設・在宅サービスの整備等が盛り込まれている。

＜参考＞「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) (抄)

2. ローカル・アベノミクスの推進

(3) 農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化

(ii) 医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

医療・介護・健康分野も、大きなターニングポイントを迎えている。健康・予防意識の高まりといったニーズの多様化が進む一方で、少子高齢化の進展により需要は急速に拡大し、一部の地域では人手不足も極めて深刻化している。こうしたサービスニーズの多様化や地域ごとに異なる需給状況に的確に変化に対応していくには、これまで以上に「産業としての活性化・生産性の向上」といった視点を持つことが必要である。

＜参考＞「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成27年11月26日一億総活躍国民会議) (抄)

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」に向けて検討すべき方向性

(3) 「安心につながる社会保障」

高齢者のみならず、現役世代を含めて誰もが安心して生活できるように、年金、医療、介護等の社会保障制度の改革を進める。

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、希望通りの介護サービスを利用できない状況や、希望に反して介護のために離職せざるを得ない状況を改善するためには、ニーズに応じた介護サービスの供給確保、介護サービスを必要とする人の目線に立った支援の推進、健康寿命の延伸を図ることが必要である。例えば以下の点などについて検討を深める。

必要な介護サービスの供給確保の観点から、ニーズに見合った介護施設・在宅サービスの整備、介護人材の育成・確保・待遇改善、介護事業の生産性向上に取り組む。

(下線は事務局)

➡ **市場原理の活用を通じて、消費者(サービス利用者)の利益を確保するという競争政策の観点から介護分野について考え方を整理することにより、介護サービスの質の向上や供給量の増加が図られるよう、介護分野の制度等の在り方について検討を行うため、意見交換会を開催**

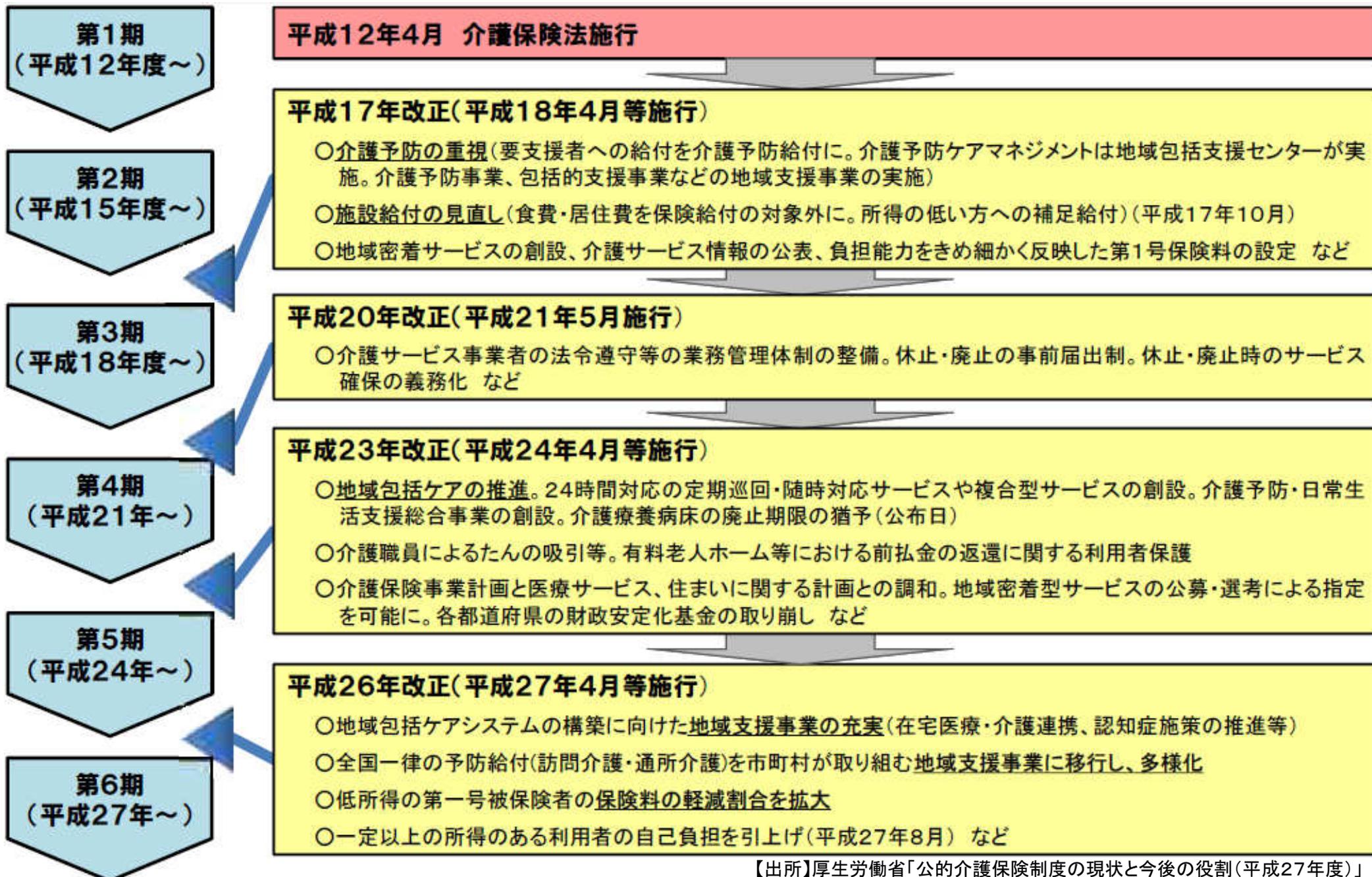
介護事業者の創意工夫や意欲ある事業者の参入等によって、介護サービスの質の向上や利用者の利便性の向上，利用者のニーズに応じた介護サービスの供給確保が図られるよう，競争政策の観点から，以下の項目を中心に意見を伺う予定

➤ 参入規制の緩和等

➤ 介護サービス・価格の弾力化(混合介護)

(※今後，追加・変更があり得る)

介護保険制度の改正の経緯



平成26年介護保険法改正の概要

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、**消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置**
- ②**医療と介護の連携を強化**するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ①医療機関が都道府県知事に**病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し**、都道府県は、それをもとに**地域医療構想（ビジョン）**（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ②**医師確保支援**を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①在宅医療・介護連携の推進などの**地域支援事業の充実とあわせ**、**予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化** ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②**特別養護老人ホーム**について、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③**低所得者の保険料軽減を拡充**
- ④**一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ**（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「**補足給付**」の要件に**資産などを追加**

原則として、
要介護3以上
に限定

4. その他

- ①診療の補助のうちの**特定行為を明確化**し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②**医療事故に係る調査の仕組み**を位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日

公布日（H26.6.25）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

2. 関係制度等の動向 (3)



一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策

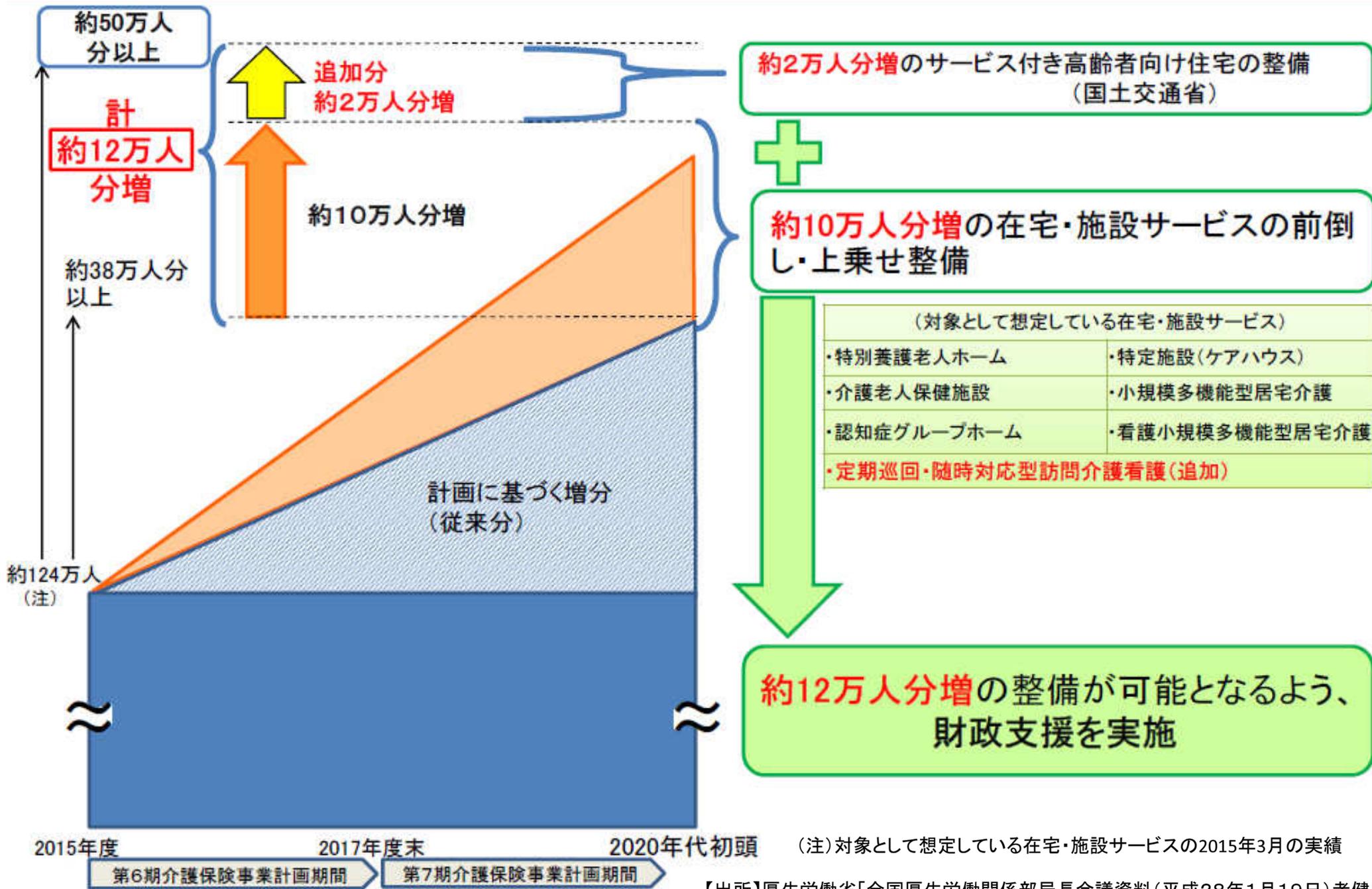
第3の矢、「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(実現に向けた主な取組)



2. 関係制度等の動向 (4)



第3の矢。「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(前倒し・上乗せ整備のイメージ)



社会福祉法人制度の改革

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化等の措置を講ずる「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が、平成28年3月31日に成立した。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

(1) 経営組織のガバナンスの強化

○議決機関としての評議員会を必置(小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

○財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等

○「社会福祉充実残額(再投下財産)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化

※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金

○「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務化

○社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方の見直し

○所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

ほか

2. 関係制度等の動向 (6)



規制改革会議の動き

※規制改革会議…内閣府の審議会等

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

Ⅱ 1 (2) ② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

多様な経営主体によるサービスの提供

特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。

利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。

福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に通知する。

社会貢献活動の義務化

すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。

社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。

一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。

介護保険法等の改正により、原則、特養への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定するなど措置

【4ページ参照】

地方公共団体に対して、平成26年7月3日付けで通知等

地方公共団体に対して、平成26年9月29日付けで通知

左記内容等を盛り込んだ社会福祉法等の一部を改正する法律案が成立。

【7ページ参照】

平成27年4月17日付けで地方公共団体に対し、「地域における公益的な取組」の積極的な実施について、所管する社会福祉法人に対して促すよう通知

※ 上記のほか、社会福祉法人に対する財務諸表、補助金等の情報開示、経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化等も項目として挙げられている。

政府規制等と競争政策に関する研究会(規制研)報告書(平成14年11月20日)

➤ 介護分野の制度改革及び競争政策の在り方に関する検討が行われ、その結果を「報告書」として取りまとめて公表。

競争政策上の考え方

①参入の促進

施設介護サービスには、その設置・経営の主体が制限されているものが少なくないが、消費者利益の観点からは、このような制限を緩和し、株式会社、NPO等が既存事業者と対等な立場で多様なサービスを提供できる環境を整備していく必要がある。

②多様なサービスの提供や価格競争が有効に機能するための環境整備

家事援助等一部の介護サービスについては、価格設定を自由にすることを検討していく必要がある。施設介護サービスについても、消費者の多様なニーズにこたえるため、介護保険対象サービスと非対象サービスの自由な組合せを認めていく必要がある。

③利用者に対する積極的な情報提供

社会福祉法人・医療法人や株式会社等の事業者や地方公共団体による情報提供を一層推進するとともに、景品表示法(※)等を積極的に運用して、利用者^に誤認が生じるおそれのある情報の提供の排除を図っていく必要がある。

※当時は公取委が所管

④介護老人福祉施設の見直し

- (1) 特別養護老人ホームの機能の見直し
特別養護老人ホームの機能を、いわゆるセーフティネットを担うものと、それ以外の「一般介護サービス」に区分し、一般介護サービスについては、規制を大幅に緩和し、株式会社等が活発に参入できるような制度とすることを検討する必要がある。
- (2) 特別養護老人ホームと特定施設の介護報酬の格差是正
(略)

⑤社会福祉法人等に対する優遇措置の見直し

- (1) 公的助成の格差是正
介護サービス分野における公正な競争条件を確保する観点から、次の格差の是正について、検討していく必要がある。
ア 公設・民営の活用
イ PFI法の積極的活用
- (2) 税制上の格差是正
社会福祉法人等に対する税制上の優遇措置は否定できないが、介護事業に係る税制上の優遇措置を除外するなど大幅な見直しを検討する必要がある。

⑥医療型介護サービスの見直し

医療固有の問題もあり、医療の制度改革の中で検討されるべきものも多いが、訪問看護では既に株式会社等の参入を認めていることにかんがみれば、その他の医療型の居宅介護サービスや社会福祉法人に開設を認めている介護老人保健施設については、株式会社等の参入を認めることについて検討する必要がある。

⑦公正取引委員会の役割

公正取引委員会は、制度改革の実施状況をフォローし、事業者自身や事業者団体において、又は行政指導により、従来の規制と同様の効果のある制限を行っていないか、新規参入事業者を排除していないか、自由化された事業等についてカルテルが行われていないか監視し、このような行為が行われている場合には、独占禁止法により厳正に対処していく必要がある。